

適切な意思決定支援に関する基本指針

東京警察病院では、すべての患者さんが、その人にとって最善の医療・ケアを受けられるよう、多職種から構成される医療・ケアチームにより、患者さん・ご家族等に対し適切な説明と十分な話し合いを行い、患者さんご本人の意思を尊重した医療・ケアを提供することを基本方針としています。

本指針は、終末期医療における意思決定、侵襲的治療（手術・化学療法・透析治療等）に対する意思決定、認知症等で自らが意思決定をすることが困難な患者さんの意思決定、身寄りがない患者さんの意思決定等を支援することを念頭に置き作成されています。

また、本人の意思は、時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等により変化するものであるため、その都度、説明と話し合いを行います。

1) 患者さんご本人に意思決定能力がある場合

患者さんご本人による意思決定を尊重することを基本とします。

この場合、医療チームは患者さんの意思決定能力の評価を慎重に評価し、ご家族等の意思に配慮しつつ適切な意思決定が得られるよう支援を行います。

2) 患者さんご本人の意思が確認できない場合

- ① ご家族等が患者さんの意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重することを原則とします。
- ② ご家族等が患者さんご本人の意思を推定できない場合には、ご本人にとって何が最善であるかについて、ご家族等と医療・ケアチームが十分に話し合い決定します。
- ③ ご家族等がいない場合、またはご家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合は、患者さんにとって最善と思われる医療・ケアの方針を医療・ケアチームが慎重に検討し決定します。
- ④ ご家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で妥当な医療・ケアの内容についての合意が得られないなど、方針決定が困難な場合は、医療・ケアチームの申し入れにより、必要に応じ臨床倫理検討会・倫理委員会で、その方針を審議し合意形成に至るよう努めます。

3) 意識障害等で患者さんの意思を確認できず推定意思も確認できない場合

ご家族等と十分に話し合い、患者さんにとって最善の治療方針をとることを基本とします。医療・ケアチームは、ご家族等に現在の状況を十分に説明し、意思の決定ができるように支援します。医療・ケアチームはご家族等の総意としての意思を確認し対応します。

4) 認知症等で自らが意思決定をすることが困難な場合

障害や認知症等で、患者さんご本人が意思決定をすることが困難な場合は、厚生労働省の作成した「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」を参考に、できる限り患者さんご本人の意思を尊重し、その意思を反映した意思決定をご家族等および関係者、医療・ケアチームが関与して支援します。

5) 身寄りがない患者さんの意思決定支援

身寄りがない患者さんにおける医療・ケアの方針についての決定プロセスは、患者さんご本人の判断能力の程度や信頼できる関係者の有無等により状況が異なるため、介護・福祉サービスや行政の関わり等を利用して、患者さんご本人の意思を尊重しつつ厚生労働省の「身寄りがない人の入院及び医療に係る、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参考に、その決定を支援します。

※ 「家族等」には親しい友人など広い範囲の方が含まれることもあります。

